

平成22年1月19日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

総務大臣政務官 小川 淳也

地方公共団体における給与の「わたり」の状況について（依頼）

平素より総務省の政策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地方公務員の給与等につきましては、各位の御尽力により適正化が図られているところですが、地域主権を本格的に推進するためには、地方公共団体の行政運営に対する一層の国民・住民の理解と信頼を得ることが重要です。

つきましては、先般公表した地方公共団体における給与の「わたり」の状況について、更に調査結果を精査するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定等に基づき、下記のとおり調査等を実施しますので、御協力をお願いいたします。

記

1 趣旨

「平成20年度給与改定等の状況調」等により調査等を実施し、「平成21年地方公務員給与実態調査の概要」（平成21年12月28日報道発表資料）において公表した給与の「わたり」の状況について、再精査するものです。

2 調査方法

別添「調査要領」を参照し、調査票1及び調査票2を作成の上、以下の提出先までメールにて送信してください。

その後、提出内容を踏まえ、自治行政局公務員部給与能率推進室長等により、次のとおりヒアリングを実施する予定です。

- (1) 平成22年2月12日（金）から2月25日（木）の間で別途通知する日に実施する予定です。詳細な日時は、別途調整させていただきます。
- (2) 会場は、総務省内会議室を予定しています。

3 調査票提出先

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室給与第二係宛

メールアドレス：[n2.kojima@soumu.go.jp](mailto:n2.kojima@soumu.go.jp)

4 調査票提出期限

平成22年2月5日（金）

5 調査結果の公表について

調査結果については、事前に各地方公共団体にお知らせの上、公表する予定です。

**【問い合わせ先】**

総務省自治行政局公務員部給与能率推進室

島田課長補佐・大角係長・小島事務官

電 話：03-5253-5549（直通）

# 調 査 要 領

## 【調査票1について】

### 1 調査対象

一般行政職（平成 21 年地方公務員給与実態調査における調査要領の「職種区分表」にいう「(1)一般行政職」と同様です。）

### 2 調査時点

平成 21 年 4 月 1 日現在

### 3 「わたり」の該当基準

(1) この調査において、「わたり」とは、以下の①又は②により給与を支給することをいいます。

① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付けを行うこと（形式わたり）

② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）

(2) (1)②の具体の判断に当たっては、少なくとも、次のいずれか一に該当する場合には、原則として、実質わたり該当するものとします。

① 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合（同一の職名が複数の級にわたる場合等。但し、「本庁の課長」と「本庁の困難な業務を所掌する課長」といったように明確に分類されている場合を除きます。）

（例）・ 「主査」（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合

・ 「主査」（3、4級）が一定の経験年数を経れば、5級の「主幹」（「主査」と実質的に職務・職責に差異のない職）に昇格する場合

② 一の職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合（級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっている場合であっ

ても、該当します。)

- ③ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

(例)・ 国の係員に相当する職を3級以上に格付け  
・ 国の主任に相当する職を4級以上に格付け  
・ 国の係長に相当する職を5級以上に格付け  
・ 国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け  
・ 国の室長に相当する職を9級以上に格付け

- ④ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の最高水準を相当程度超えている場合

### 3 「制度の有無」欄について

「わたり」の制度がある場合には「○」を入力して下さい。

### 4 「経過措置の有無」欄について

- (1) 「わたり」の制度は廃止済みであるが、経過措置として「わたり」の制度があった当時の給与水準を保障する経過措置(例: ①制度があった当時の職務の級に格付けられている、②制度廃止後の級に格付けし直したが、現給保障を措置している、等)を講じている場合には、「○」を入力して下さい。

- (2) 経過措置の根拠を「本則」に置いている団体については、その状況が真に経過措置と言えるか、十分に精査の上、回答して下さい。

### 5 「制度又は経過措置の根拠」欄について

- (1) 「わたり」の制度又は経過措置の根拠を示す欄です。その定義は、以下のとおりですので、これに則して、該当する欄に「○」を入力して下さい。

① 本則: 条例、規則、告示等(通達、要綱等は除く。以下、同じ。)の「本則」の規定に基づき、制度又は経過措置を実施している場合をいいます。なお、それらの規定に、いわゆる「相当職」、「人事委員会の承認」、「首長の定める職務」等の規定が置かれ、当該規定により、制度又は経過措置を実施している場合には、この定義に該当します。

② 附則: 条例、規則、告示等の「附則」の規定に基づき、制度又は経過措置を実施している場合をいいます。なお、それらの規定に、いわゆる「相当職」、「人事委員会の承認」、「首長の定める職務」等の規定が置かれ、当該規定により、制度又は経過措置を実施している場合には、この定義に該当します。

③ 運用：条例、規則、告示等の規定に基づかない「運用」により、制度又は経過措置を実施している場合をいいます。通達、要綱等に基づく場合も、この定義に該当します。

④ その他：上記①～③以外のものをいいます。これに該当する場合は、「内容」欄に、概要を記入して下さい。

(2) 調査票1の提出の際に、あわせて、経過措置の根拠規定（条例、規則等の該当部分）を添付して下さい。

## 6 「制度又は経過措置の内容（人数）」欄

調査票1の記載例を参考に、簡便に記入して下さい。なお、「わたり」の制度、経過措置の内容毎にセルの列を分けて記入して下さい。

### 【調査票2について】

1 あらかじめ、総務省において、「わたり」に係る課題があると考えている内容を記入しているため、当該内容に対する各地方公共団体の考え方を記入して下さい。

2 「わたり」等に該当する場合には、今後の見直し予定を記入して下さい。

以 上

# 調査票1:都道府県・指定都市における「わたり」の状況

団体名: \_\_\_\_\_

平成21年4月1日現在

制度の有無	経過措置の有無	制度又は経過措置の根拠					制度又は経過措置の内容（人数）
		本則	附則	運用	その他	内容	
<b>記入例</b>							
○				○			主事等を級別標準職務表（1～2級）を越えて3級に格付け（20人）【形式】
○		○					係長等を級別標準職務表で5級に格付け（35人）【実質】
	○			○			課長補佐を級別標準職務表（5級）を越えて6級に格付け（9人）【経過措置】

- ※1 「わたり」の制度又は経過措置毎にセルの列を分けて記入して下さい。
- ※2 「制度又は経過措置の根拠」欄のうち、「本則」とは条例、規則等（以下「条例等」という。）の本則の規定に基づく制度・経過措置の実施を、「附則」とは条例等の附則の規定に基づく制度・経過措置の実施を、「運用」とは条例等の規定に基づかない運用による制度・経過措置の実施を示す。「その他」については「内容」欄を参照。
- ※3 「制度又は経過措置の内容（人数）」欄のうち、【形式】とは形式わたりであることを、【実質】とは実質わたりであることを示す。

## 調査票 2 : 「わたり」に係る都道府県・指定都市の課題

団体名	【総務省記入欄】 課題があると考ええる内容	【地方公共団体記入欄】 左記に対する地方公共団体の考え方

※ 「課題があると考ええる内容」欄については、【総務省記入欄】としていますが、総務省が記入した内容以外に、貴団体において課題があると考ええる内容がありましたら、行を追加して記入して下さい。

## 参考：級別職員構成について

団体名	【総務省記入欄】 課題があると考ええる内容	【地方公共団体記入欄】 左記に対する地方公共団体の考え方

※ 「課題があると考ええる内容」欄については、【総務省記入欄】としていますが、総務省が記入した内容以外に、貴団体において課題があると考ええる内容がありましたら、行を追加して記入して下さい。